

川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定
について

川崎市学校給食費の管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、川崎市立学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。

（2）学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費のうち規則で定めるものをいう。

（3）学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

（学校給食費の徴収等）

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額並びに納付の方法及び期限は、規則で定める。

（学校給食費の減免）

第4条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、学校給食費負担者が負担

すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立学校において、学校給食法第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。